掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センター
医事委託業務公募型プロポーザル実施要項

１　目的

この実施要領は、掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センター（以下「病院」という。）にて、医事業務等の業務を専門的かつ効率的に行うことにより、患者サービスの向上及び病院経営に寄与するため、医事業務等を行う委託事業者を決定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件や手続等に係る事項を定めるものである。

２　業務の内容

⑴ 業務の名称

掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センター医事業務

⑵ 業務の概要

患者の外来受診に関する手続き、入退院に関する手続き、診療行為の料金化とこれに伴う保険請求・診療費の受領、諸法・公費負担医療制度の処理、診断書及び証明書等の文書処理等の医事業務等の業務。詳細は「掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センター医事業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）によるものとする。

⑶ 委託業務履行場所

中東遠総合医療センター（静岡県掛川市菖蒲ヶ池１番地の１）

⑷ 期間

令和６年１月１日～令和 11 年３月 31 日

※契約事項の不履行があった場合には、期間の途中であっても、契約を解除できる。

※上記の事由で契約が解除された場合、病院から受託者への違約金は発生しない。

⑸ 請負金額（税抜）

各年度　336,363 千円未満

（令和６年１月１日～３月 31 日は準備期間のため費用なしとする。）

３　病院の概要

⑴ 名称

掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センター

⑵ 敷地規模

敷地面積：137,218.53 ㎡　延床面積：46,099.88 ㎡（付属施設含む）

⑶ 病床数

500 床（一般病床 496 床、感染症病床４床）

（うち、救急病棟 14 床、ICU・CCU 病棟 10 床）

⑷ 診療科

32 診療科　総合内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、血液・腫瘍内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、外科、消化器外科、血管外科、乳腺外科、小児外科、呼吸器外科、整形外科、リウマチ科、脳神経外科、小児科、産婦人科、泌尿器科、皮膚科・皮膚腫瘍科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線診断科、腫瘍放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、精神科、病理診断科、臨床検査科、救急科

(5) 平均患者数

	入院患者数	平均在院日数	外来患者数
令和４年度	387 人／日	９．４日	1,154／日

(6) 指定等

地域医療支援病院、救命救急センター、災害拠点病院、静岡県地域がん診療連携拠点病院　等

４　応募資格要件

以下の条件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 令和５・６年度掛川市・袋井市病院企業団(掛川市)役務の提供の入札参加資格申請を行い、登録されている者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 法人税、消費税、地方消費税及び掛川市、袋井市の市税を完納し、滞納がないこと。

(5) 当募集要項公表日及び企画提案会実施日に、掛川市及び袋井市の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団）又はその他暴力的集団の構成員や反社会的または公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体等に属する者でないこと。

(7) 仕様書に定める業務を的確に遂行するために必要な知識、技能、経験、資力を有すること。

(8) 平成 30 年４月１日以後に 400 床以上の病院の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院(医療法第 31 条に規定する厚生労働大臣が定めるものの開設する病院)（いずれも電子カルテを導入しており、DPC 対象病院であること）の医事業務委託を受託し、かつ、令和５年３月末時点において、３年以上継続して業務を実施した実績を有していること。(令和５年度契約中の受託業者についてはその契約期間を記載すること)

(9) 静岡県内に本社、支店、営業所等のいずれかの拠点を有していること。

(10)コンプライアンス（法令順守、プライバシー（個人情報）保護、情報セキュリティーの取り組み）を徹底すること。

５　担当部署

名　　称　　掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センター
　　医事課　医事係　担当：髙柳、金田
所 在 地　　〒436-8555　静岡県掛川市菖蒲ヶ池１番地の１
電話番号　　0537-28-9520（直通）　　FAX　　0537-28-8916
E-mail　　ijika@chutoen-hp.shizuoka.jp

６　本プロポーザルの実施スケジュール

項目	期間等
公告	令和５年　９月 14 日（木）
実施要項等の公表・交付	令和５年　９月 14 日（木）～10 月４日（水）
参加表明書等に関する質問書提出期限	令和５年　９月 21 日（木）午後５時
参加表明書等に関する質問書への回答期限	令和５年　９月 29 日（金）
参加表明書等提出期限	令和５年 10 月　４日（水）午後５時
参加資格審査結果通知	令和５年 10 月 12 日（木）
企画提案書に関する質問書提出期限	令和５年 10 月　４日（水）午後５時
企画提案書に関する質問書への回答期限	令和５年 10 月 17 日（火）
企画提案書提出期限	令和５年 10 月 25 日（水）午後５時
第１次審査（書類審査）結果の通知	令和５年 11 月　７日（火）
第２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和５年 11 月 14 日（火）
審査（優先交渉権者特定）結果の通知	令和５年 11 月 21 日（火）

７　実施要項等の公表・交付

本プロポーザルの実施要項、資料、様式等は病院ホームページからダウンロードすること。

８　参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を表明する者（以下「応募者」という。）は、次のとおり参加表明書等を提出すること。※１

(1) 提出書類（以下「参加表明書等」という。）

① 参加申込書（申込様式第１号）

② 提出書類確認表（申込様式第２号）

③ 誓約書（申込様式第３号）

④ 履行確約書（申込様式第４号）

⑤ 会社のパンフレット等

⑥ 募集要項の４応募資格要件（８）の受託実績を証する契約書（任意の一契約）又は事業実績を証明する書類の写し

⑦ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（コピー可）※２

⑧ 納税証明書（未納額がないことがわかる証明書）（コピー可）※３

ア 法人税（個人事業者にあっては所得税）

イ 消費税及び地方消費税

ウ 掛川市又は袋井市に本社、支店、営業所等がある場合には市税（徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除く）

(2) 提出期限

令和５年 10 月４日（水）午後５時まで

(3) 受付時間

午前８時 30 分から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(4) 提出先及び提出方法

５の担当部署まで持参すること。

※１ 参加表明書等の提出にあたっては①から⑧の順でフラットファイル等に綴じて提出すること。

フラットファイル等の表紙及び背表紙には業者名を記載すること。また、参加申込書提出の際、担当者の名刺を併せて提出すること。

※２ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び納税証明書は提出日の３か月以内に発行されたものとする。

※３ ア)及びイ)の納税証明書は「その３の３（個人事業者にあってはその３の２)」で提出すること。ウ)に該当する場合は完納証明願（様式第５号の１又は２）を提出すること。

(5) 提出部数

各１部

９ 参加表明書等に関する質問書の提出

参加表明書等に関する質問がある場合は、参加表明書等に関する質問書（様式第６号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和５年９月 21 日（木）午後５時まで

(2) 受付時間

午前８時 30 分から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 提出先及び提出方法

５の担当部署まで電子メールにて送信すること。また、電子メール送信後、その旨を電話連絡すること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和５年９月 29 日（金）までに病院ホームページへ掲載する。

10 参加資格審査結果

参加資格結果については、令和５年 10 月 12 日（木）までに電子メール及び書面により通知する。なお、審査結果に関する異議は認めないものとする。

11 企画提案書に関する質問書の提出

10 の通知書により企画提案書の提出要請を受けた応募者のうち、企画提案書に関する質問がある場合は、企画提案書に関する質問書（様式第５号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和５年 10 月４日（水）午後５時まで

(2) 受付時間

午前８時 30 分から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 提出先及び提出方法

５の担当部署まで電子メールにて送信すること。また、電子メール送信後、その旨を電話連絡すること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和５年 10 月 17 日（火）までに質問事業者を伏せてすべて応募者に電子メールで送付する。

12 参加表明後の辞退

参加表明書等の提出後、参加を取りやめる場合は、参加辞退書（共通様式第１号）を提出すること。

(1) 提出期限
令和５年 10 月 25 日（水）午後５時まで
(2) 受付時間
午前８時 30 分から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
(3) 提出先及び提出方法
５の担当部署まで持参又は郵送すること。郵送の場合は、上記提出期限までに必着すること。

13　企画提案書等の作成

10 の通知により企画提案書の提出要請を受けた応募者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限
令和５年 10 月 25 日（水）午後５時まで
(2) 受付時間
午前８時 30 分から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
(3) 提出先及び提出方法
５の担当部署まで持参すること。※４
(4) 提出書類（以下「企画提案書等」という。）※５
① 企画提案書（提案様式第１号）
② 企画提案書等提出書類確認表（提案様式２号）
③ 企画提案書表紙（提案様式第３号）
④ 業務に係る提案書の添付（提案様式第４号～提案様式第８号）※６
※４ 企画提案書類の提出にあたっては①から④の順でフラットファイル等に綴じて提出すること。フラットファイルの表紙及び背表紙には業者名を記載すること。また、④業務に係る提案書の添付（提案様式第１号から第７号）は項目ごとに指定のページ数内で記載し、印刷は両面印刷とすること。
※５ その他にも、追加資料の提出を依頼する場合がある。
※６ 提案様式第７号の２から第７号の７については、フォーマット例を掲載するが、独自の様式の使用を可とする。但し、項目表題は変更しないものとする。
(5) 提出部数
製本１部、副本 11 部とし、フラットファイル等に綴じて提出すること。また、フラットファイル等の表紙及び背表紙には事業者名を記載すること。

14　現地見学について

申込者のうち希望する者には、令和５年 10 月 30 日(月)までの期間で現地見学として目視による業務量調査を行うことができる。現地見学を希望する場合は、５の担当部署まで電子メールにて送信すること。また、電子メール送信後、その旨を電話連絡すること。現地見学の日時は１日５名まで５日間を限度として、病院の指定する日に行うこと。ただし、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況により、見学範囲及び見学者人数を制限する場合がある。

15　審査

(1) 審査は、中東遠総合医療センター医事業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において非公開で行う。
(2) 応募者が１者であっても審査を実施する。
(3) 審査委員会において、企画提案書等について第１次審査（書類審査）を実施し、第２次審査対象

者を選定する。第１次審査の結果は、令和５年 11 月７日（火）に、応募者に対して電子メール及び書面により通知する。

(4) 審査委員会において第２次審査対象者に選定された応募者を対象に、次のとおり第２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する。

① １者につき 35 分以内（プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 15 分）とする。

② 応募者の出席者は３名以内とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、出席者及び出席人数を制限する場合がある。

③ プレゼンテーションは、企画提案書等の内容について具体的に説明すること。

④ プレゼンテーションは、パソコンを使用したプレゼンテーションソフトによる発表とする。スクリーン、プロジェクター、ＨＤＭＩケーブル等の機材及び電源は病院が用意するので、パソコン本体は応募者が準備すること。

⑤ プレゼンテーションの内容は、事前に提出した企画提案書等の内容と一致するものとする。

⑥ 実施予定日は、令和５年 11 月 14 日（火）とし、詳細なスケジュール等については、(3)の第１次審査結果通知書に示す。

(5) 第２次審査において、審査委員会の各委員は 16 の審査項目及び配点に基づいて採点し、最高得点を得た者を優先交渉権者として特定する。ただし、応募者が審査基準を満たさない場合は優先交渉権者を特定しない。

(6) 第２次審査の結果は、令和５年 11 月 21 日（火）に、第２次審査参加者に対して電子メール及び書面により通知するとともに、病院ホームページへ掲載する。

(7) 本審査に関する異議は認めないものとする。

16　審査項目

分　　類	審査項目	審　査　内　容	提案様式
1 企業評価	①　運営の基本的考え方	・中東遠総合医療センターにて業務を受託するにあたっての考え方が適切かどうか。 ・企業の理念、方針がわかりやすく表現されているか。 ・患者満足度の向上と病院経営への貢献を図ろうとする強い熱意があるか。	第４号
	②　業務受託実績	・他病院での実績は優れているか。	第５号
	③　財務基盤	・財務状況は良好か。	第６号
2 業務実施体制	①　業務従事者の確保と配置計画	・受託責任者、従業員の資格、経験は適切か。 ・従事者について、NEC の電子カルテシステム及び医事部門システムを利用した診療情報請求業務等の業務実施のために十分な人員体制を実現可能か。	第７号の１
	② 業務の運用方法	・医療安全、感染対策に配慮されているか。	第７号の２
	③ 業務管理体制	・現場の従業員と本社の連絡体制は適切か。 ・現場だけでなく、企業全体で業務を実施、管理できる体制が整っているか。 ・各部署からの要望やクレーム発生時の迅速かつ柔軟な対応が可能か。 ・クレームを業務改善に活かす取り組みがあるか。 ・従業員の健康管理の実施、健康管理チェック体制があるか。 ・新型コロウイルス、インフルエンザ、Ｂ型肝炎等の感染症の予防体制があるか。	第７号の３
	④ 教育研修体制	・従業員の能力把握ができているか。 ・接遇研修、技能研修の実施など、技能向上への取り組みが適切か。 ・従業員の社員教育を積極的に行うなど、人材育成を図る体制があるか。	第７号の４
	⑤ 非常時の対応	・事故、自然災害等の非常事態発生時の管理・バックアップ体制があるか。	第７号の５
3 受託準備体制	① 受託準備体制・スケジュール	・業務仕様書で求められている内容を実現する準備計画、体制が考慮されているか。 ・令和５年度受託業者からの円滑な引継ぎが可能か。	第７号の６
4 その他	①アピールポイント	・患者満足度向上、病院経営への貢献を図ろうとするための具体的な内容があるか。	第７号の７
5 費用	①委託料見積提案書	・金額は妥当であるか。	第８号

17　企画提案書等の取扱

(1) 企画提案書等の訂正、追加、再提出は認めないものとする。

(2) 著作権は原則として応募者に帰属する。ただし、審査によって優先交渉権者に特定された企画提案書等の著作権は病院に帰属するものとする。

(3) 企画提案書等は、原則非公開とする。

(4) 申請書類及び企画提案書等は、本プロポーザル参加資格の確認及び審査以外の目的で使用しない。

(5) 提出された提案書は、理由を問わず返却しない。ただし当該企画提案に係る著作権は提案者に帰属するため、提出された企画提案書及びアイデア等を提案者に無断で使用することはない。

18　失格条件

応募者が次のいずれかの事項に該当した場合は、失格とする。

(1) 本要項に定める手続き以外の手法により、審査委員または担当部署等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めるなど、公正な審査を妨げる行為を行った場合

(2) 申請書類及び企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき、又は虚偽の内容が記載されていた場合

19　契約手続き等

(1) 病院は、優先交渉権者と速やかに協議を行い、令和５年 12 月末までに基本合意書を締結するものとする。

(2) 企画提案書等の内容やプレゼンテーション及びヒアリングにおける提案事項については、遵守するものとする。

(3) 契約内容は仕様書及び提案書に基づいて決定するが、仕様書に変更が生じる可能性があることから、受託者は病院と協議のうえ、柔軟に対応すること。

20　その他留意事項

(1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 参加表明所等と企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリングに係る費用は、応募者の負担とする。

(3) 本要項及び企画提案書等に記載されていない事項については、協議により定める。